◎国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案新旧 !対照表

○国際連合平 和維持活動等に対する協力に関する法律 (平成四年法律第七十九号) 抄

、傍線部分は改正部 分

改

正

案

目

的

第 物資協力のための措置等を講じ、もって我が国が国際連合を中心と 和 手 玉 及び国際的な選挙監視活動に対し適切かつ迅速な協力を行うため、 条 た国際平和の 協力業務の実施体制を整備するとともに、これらの活動に対する 続、 .際平和協力業務実施計画及び国際平和協力業務実施要領の策定 この法律は、 国際平和協力隊の設置等について定めることにより、 ための努力に積極的に寄与することを目的とする。 国際連合平和維持活動、 人道的な国際救援活動 国際平 第

国際連合平和維持活動等に対する協力の基本原則

第二条 玉 協力業務の実施等に携わる者の創意と知見を活用することにより、 務 力、これらについての国以外の者の協力等(以下「国際平和協力業 際連合平和維持活動、 の実施等」という。)を適切に組み合わせるとともに、 活動に効果的に協力するものとする。 政府は、この法律に基づく国際平和協力業務の実施、 人道的な国際救援活動及び国際的な選挙監 国際平和 物資協

目 的

現

行

することを目的とする。 国が国際連合を中心とした国際平和の これらの活動に対する物資協力のための措置等を講じ、もって我が ることにより、 迅速な協力を行うため、国際平和協力業務実施計画及び国際平和協 力業務実施要領の策定手続、国際平和協力隊の設置等について定め 人道的な国際救援活動及び国際的な選挙監視活動に対し適切か 条 この法律は、国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動 国際平和協力業務の実施体制を整備するとともに、 ための努力に積極的に寄与

《国際連合平和維持活動等に対する協力の基本原則》

第二条 国際連合平和維持活動 協力業務の実施等に携わる者の創意と知見を活用することにより、 務の実施等」という。)を適切に組み合わせるとともに、 力、これらについての国以外の者の協力等(以下「国際平和協力業 活動及び国際的な選挙監視活動に効果的に協力するものとする。 政府は、この法律に基づく国際平和協力業務の実施、 国際連携平和安全活動 人道的な国際救 国際平 物資協 和

2 \ \ 4

略

(定義)

れ当該各号に定めるところによる。第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞ

請に基づき参加する二以上の国及び国際連合によって実施され であって、 維 立及び再建の援助その他紛争に対処して国際の平和及び安全を 武力紛争の終了後に行われる民主的な手段による統治組織の設 いう。) が るもののうち、 持することを目的として、国際連合の統括の下に行われる活動 行う決議に基づき、武力紛争の当事者(以下「紛争当事者」と 国際連合平和維持活動 間の武力紛争の再発の防止に関する合意の遵守の確保 国際連合事務総長 次に掲げるものをいう。 国際連合の総会又は安全保障理事会 (以 下 「事務総長」という。 の要

イ〜ハ 〔略

[削る]

(定義)

れ当該各号に定めるところによる。 第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞ

もののうち、 に基づき参加する二以上の国及び国際連合によって実施され あって、国際連合事務総長(以下「事務総長」という。)の要請 持することを目的として、国際連合の統括の下に行われる活動で 及び再建の援助その他紛争に対処して国際の平和及び安全を維 力紛争の終了後に行われる民主的な手段による統治組織の設 紛争による混乱に伴う切迫した暴力の脅威からの住民の保護 が . う。 行う決議に基づき、 国際連合平和維持活動 間 0 次に掲げるものをいう。 武力紛争の再発の防止に関する合意の遵守の確保、 武力紛争の当事者(以下「紛争当事者」と 国際連合の総会又は安全保障理事会 武

イ〜ハ [略]

発の防止に関する合意の遵守の確保、 を受けたものに限る。 憲章第七条1に規定する国際連合の主要機関のい した暴力の脅威からの住民の保護、 う要請又は当該活動が行われる地域の属する国の要請 主的な手段による統治組織の設立及び再建の援助その他紛争 は経済社会理 国際連携平和安全活 事会が行う決議、 動 に基づき、 「際連合の総会、 、別表第 、武力紛争の終了後に行われる 紛争当事者間 紛争による混乱に伴う切 に掲げる国際機関が行 安全保障理事会若し の武 ずれかの支持 力紛争の再 (国際連合

ために人道的精神に基づいて行われる活動であって、当該活動が付着しくは受けるおそれがある住民その他の者(以下「被災民」が行う要請に基づき、国際の平和及び安全の維持を危うくするおが行う要請に基づき、国際の平和及び安全の維持を危うくするおが行う要請に基づき、国際の平和及び安全の維持を危うくするおが行う要請に基づき、国際の平和及び安全の維持を危うくするおが、人道的な国際救援活動 国際連合の総会、安全保障理事会若し

ために人道的精神に基づいて行われる活動であって、当該活動が

活動を除く。)をいう。うち、次に掲げるもの(国際連合平和維持活動として実施されるわれる活動であって、二以上の国の連携により実施されるもののに対処して国際の平和及び安全を維持することを目的として行

に存在しなくなった場合において、当該活動が行われる地域の 武力紛争が終了して紛争当事者が当該活動が行われる地域 当事者の当該活動が行われることについての同意がある場合に、いずれの紛争当事者にも偏ることなく実施される活動に、いずれの紛争当事者にも偏ることなく実施される活動 で 武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合

三 という。)の救援のために又は紛争によって生じた被害の復旧の け若しくは受けるおそれがある住民その他の者(以下「被災民 それのある紛争 が行う要請に基づき、国際の平和及び安全の維持を危うくするお くは経済社会理事会が行う決議又は別表第二に掲げる国際機関 人道的な国際救援活動 主要な目的として、特定の立場に偏ることなく実施される活動 の同意がある場合に、武力紛争の発生を未然に防止することを 行われる地域の属する国の当該活動が行われることについて 合に実施される活動 属する国の当該活動が行われることについての同意がある場 武力紛争がいまだ発生していない場合において、 (以下単に「紛争」という。) によって被害を受 国際連合の総会、安全保障理事会若し 当該活動が

関又は国際連合加盟国その他の国 との紛争当事者間の合意がある場合に、国際連合その 事 同 行 活 連合等」という。)によって実施されるもの(国際連合平和 者である場合においては武力紛争の停止及びこれを維 意 わ 動として実施される活動を除く。)をいう。 が れ あり、 る地 域の カゝ つ、 属する国の当該活動 当該活動が行われる地域の属する国が (次号及び第五号におい が行われることにつ 他の 症 持する 国 紛 1 て「国 際機 争 て 当 維 \mathcal{O}

> 同 行

等によって実施されるもの(国際連合平和維持活動として実施さ 0 選 り づき、紛争によって混乱を生じた地域において民主的な手段によ 事 れ これを維持するとの紛争当事者間の合意がある場合に、 ことについての同意があり、かつ、当該活動が行われる地 て、 る国が紛争当事者である場合においては武力紛争の 挙又は投票の公正な執行を確保するために行われる活動 統治組織を設立しその他その混乱を解消する過程で行われ 会が行う決議又は別表第二 る活動を除く。) 際的 、当該活動が行われる地域の属する国の当該活動が行わ な選挙監視活動 をいう。 国際連合の総会若しくは安全保障 |に掲げる国際機関が行う要請に基||際連合の総会若しくは安全保障理 停止 国際連合 域 及び であ \hat{O} れ 属 る る

兀 れ る業務で次のヲからソまで及びネに掲げるもの 業務で次に掲げるもの、 際平 和 協 力業務 玉]際連 人道的な国際救援活動のために実施さ 合平 和 維持 活 動 \mathcal{O} ために 並びに国際的 実施 され

> 持活動として実施される活動及び 際連合等」という。)によって実施されるもの 関又は国際連合加盟国その他の国 との紛争当事者間の合意がある場合に、国際連合その他 事者である場合においては武力紛争の停止及びこれを維持する おれ 意が 施される活動を除く。 あり、 る地域の属する国の当該活動 かつ、当該活動が をいう。 : 行われる地域の属する国が 国際連携平和安全活動 (次号及び第六号にお が 行わ れることにつ (国際連合平和 の国際機 いて「国 が紛争当 とし V 7

兀 れ 等によって実施されるもの(国際連合平和維持活動として実施さ これを維持するとの紛争当事者間の合意がある場合に、 する国が紛争当事者である場合においては武力紛争の ことについての同意があり、 って、当該活動が行われる地域の属する国の当該活動が行 選 り づき、紛争によって混乱を生じた地域において民主的な手段によ 事会が行う決議又は別表第三に掲げる国際機関が行う要 る活動及び国際連携平 挙又は投票の公正な執行を確保するために行われる活動で 統治組織を設立しその他その混乱を解消する過程で行われ 国際的な選挙監視活動 をいう。 和安全活動として実施される活動 国際連合の総会若しくは安全保障 かつ、当該活動が行われる地域 停止 国際連合 受請に基 わ 及び Ó ħ あ 玾

Ŧī. る業務で次に掲げるも る業務で次に掲げるもの 国際平和協力業務 の、国 国際連合平]際連携平和安全活動 人道的な国際救援活動のために実施 和 維 持 活 . 動 の ために実 のために実施さ 人施さ

いう。

立文で定める武器(弾薬を含む。)の輸送又は保管を除く。)を表が国として輸送又は保管をすることが適当でないものとしてじ。)であって、海外で行われるもの(輸送又は保管にあっては、じ。)であって、海外で行われるもの(輸送又は保管にあっては、の)であって、海外で行われるもの(輸送又は保管にあっては、

イ~へ [略]

[削る]

ト〜リ [略]

は指導織に係るものを除く。)又は司法に関する事務に関する助言又織に係るものを除く。)又は司法に関する事務に関する助言又ヌーチ及び川に掲げるもののほか、立法、行政(川に規定する組

援助するための次に掲げる業務までに掲げるものと同種の業務を行う組織の設立又は再建を、国の防衛に関する組織その他のイからへまで又はヲからツ

務に関する助言又は指導(1) イからへまで又はヲからツまでに掲げるものと同種の業

(2) [略]

ヲ~レ [略]

む。)、通信、建設、機械器具の据付け、検査若しくは修理又ソーイからレまでに掲げるもののほか、輸送、保管(備蓄を含

同じ。)であって、海外で行われるものをいう。掲げるもの(これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。以下際的な選挙監視活動のために実施される業務で次のチ及びナにされる業務で次のワからツまで、ナ及びラに掲げるもの並びに国

イ~へ [略]

ための監視、駐留、巡回、検問及び警護財産に対する危害の防止及び抑止その他特定の区域の保安の財産を必要とする住民、被災民その他の者の生命、身体及び

チ〜ヌ [略]

は指導織に係るものを除く。)又は司法に関する事務に関する助言又過に係るものを除く。)又は司法に関する事務に関する助言又以、リ及び又に掲げるもののほか、立法、行政(ヲに規定する組

援助するための次に掲げる業務を行う組織の設立又は再建をまでに掲げるものと同種の業務を行う組織の設立又は再建を列。国の防衛に関する組織その他のイから下まで又はワからネ

務に関する助言又は指導(1)イからトまで又はワからネまでに掲げるものと同種の

(2) [略]

ワ〜ソ [略]

む。)、通信、建設、機械器具の据付け、検査若しくは修理又一イからソまでに掲げるもののほか、輸送、保管(備蓄を含し

は補給(武器の提供を行う補給を除く。)

並びに調整又は情報の収集整理行うイからソまでに掲げる業務の実施に必要な企画及び立案ツ 国際連合平和維持活動を統括し、又は調整する組織において

る業務 - イからツまでに掲げる業務に類するものとして政令で定め

ることをいう。
その活動に必要な物品を無償又は時価よりも低い対価で譲渡するの活動に必要な物品を無償又は時価よりも低い対価で譲渡す、
国

7 [略]

[削る]

実施される場合にあっては、第二号に規定する決議若しくは要回 人道的な国際救援活動(別表第三に掲げる国際機関によって

は補給(武器の提供を行う補給を除く。)

| 実施に必要な企画及び立案並びに調整又は情報の収集整理|| 実施に必要な企画及び立案並びに調整又は情報の収集整理|| 又は調整する組織において行うイからツまでに掲げる業務の|| 国際連合平和維持活動又は国際連携平和安全活動を統括し、

る業務 一 る業務に類するものとして政令で定め 一 イから 引までに掲げる業務に類するものとして政令で定め

ることをいう。
その活動に必要な物品を無償又は時価よりも低い対価で譲渡す、物資協力、次に掲げる活動を行っている国際連合等に対して、

(略)

口 国際連携平和安全活動

実施される場合にあっては、第三号に規定する決議若しくは要/ 人道的な国際救援活動(別表第四に掲げる国際機関によって

含むものとする。第三十条第一項及び第三項において同じ。)請又は合意が存在しない場合における同号に規定する活動を

ハ [略]

六~八 [略]

(実施計画)

第六条 内閣総理大臣は、我が国として国際平和協力業務を実施する と認められるときに限る。)は、国際平和協力業務を実施すること にとが適当であると認める場合であって、次に掲げる同意が当 第一号イからハまでに規定する同意及び第一号に掲げる同意が当 該活動及び当該業務が行われる期間を通じて安定的に維持される と認められるときに限る。)は、国際平和協力業務であって、次に掲げる同意があると と認められるときに限る。)は、国際平和協力業務を実施する と認められるときに限る。)は、国際平和協力業務を実施する と認められるときに限る。)は、国際平和協力業務を実施する と認められるときに限る。)は、国際平和協力業務を実施する

含むものとする。第三十条第一項及び第三項において同じ。)請又は合意が存在しない場合における同号に規定する活動を

二 [略]

七~九 〔略〕

(実施計画)

第六条 び当該業務が行われる期間を通じて安定的に維持されると認めら 行われることについての同意があり、 が紛争当事者であるときは、 定的に維持されると認められるときに限り、人道的な国際救援活動 に掲げる同意が当該活動及び当該業務が行われる期間を通じて安 き(国際連合平和維持活動又は国際連携平和安全活動のために実施 ことが適当であると認める場合であって、次に掲げる同意があると れるときに限る。)は、 じて安定的に維持され、 第三号に掲げる同意が当該活動及び当該業務が行われる期間を诵 るものを実施する場合にあっては、 で又は第二号イからハまでに規定する同意及び第一号又は第二号 ラに掲げるものを実施する場合にあっては、同条第一号イからハま くはこれに類するものとして同号ナの政令で定めるもの又は同号 する国際平和協力業務であって第三条第五号トに掲げるもの若し ために実施する国際平和協力業務であって同条第五号ラに掲げ 内閣総理大臣は、我が国として国際平和協力業務を実施する 一並びに当該活動が行われる地域の属する国 国際平和協力業務を実施すること及び実施 紛争当事者の当該活動及び当該業務が 同条第三 かつ、 その同意が当該活動 一号に規定する同意及び

[略]

[削る]

略

2

3

[略]

装備は、 玉 必 5 .際連合平和維持活動のために実施する国際平和協力業務に係る 要な範囲内で実施計画に定めるものとする。 第三号までの規定の趣旨に照らし、この節の規定を実施するのに 第二項第二号に掲げる装備は、第二条第二項及び第三条第一号か 事務総長が必要と認める限度で定めるものとする。 この場合において、

5 務は、 であると認められるもののうちから、海上保安庁の任務遂行に支障 ものとして同号ネの政令で定める業務であって、同法第二十五条の る。)、同号ヲからソまでに掲げる業務又はこれらの業務に類する 和二十三年法律第二十八号)第五条に規定する事務に係るものに限 管に鑑み海上保安庁の船舶又は航空機を用いて行うことが適当 海上保安庁の船舶又は航空機を用いて行われる国際平和協力業 第三条第四号チ若しくはヌに掲げる業務(海上保安庁法 昭

5

計画の案につき閣議の決定を求めなければならない

略

を示す者がいない場合に限る。 該地域において当該業務 務の実施についての同意 当該業務の実施についての同意(第三条第二号ロ又は る活動にあっては、当該活動が行われる地域の属する国の当該業 ついては 国際連 携平和安全活動のために実施する国際平和協力業務に 紛争当事者及び当該活動が行われる地域の属する国 の実施に支障となる明確な反対の意思 (同号ハに該当する活動にあっては、 に該当す

三 • 四 [略]

2 • 3

4 装備は、 国際連合平和維持活動のために実施する国際平和協力業務に係る 必要な範囲内で実施計画に定めるものとする。この場合におい ら第四号までの規定の趣旨に照らし、この節の規定を実施するのに 第二項第二号に掲げる装備は、第二条第二項及び第三条第一号 事務総長が必要と認める限度で定めるものとする。

であると認められるもののうちから、海上保安庁の任務遂行に支障 趣旨に鑑み海上保安庁の船舶又は航空機を用いて行うことが適当 ものとして同号ナの政令で定める業務であって、同法第二十五条の る。)、 和二十三年法律第二十八号)第五条に規定する事務に係るものに限 務は、第三条第五号リ若しくはルに掲げる業務(海上保安庁法 海上保安庁の船舶又は航空機を用いて行われる国際平和協力業 同号ワからツまでに掲げる業務又はこれらの業務に類する

を生じない限度において、実施計画に定めるものとする。

い限度において、実施計画に定めるものとする。 「おでに掲げる業務、同号ルからツまでに掲げる業務、これらの業務に類するものとして同号ネの政令で定める業務又は同号十に掲げる業務、同号ルからツまでに掲げる業務、これらの業のまでに掲げる業務、同号ルからツまでに掲げる業務、これらの業のまでに掲げる業務、同号ルからツまでに掲げる業務というの業のでは、第三条第四号イから

理大臣は、当該国際平和協力業務に従事する自衛隊の部隊等の海外 け 力 定 第八条第一項第六号及び第七号、第二十五条並びに第二十六条の規 号及び第三号を除く。) 及び第十 ネの政令で定めるもの又は同号ナに掲げるものについては、内閣総 ればならない 業務を実施することにつき、実施計画を添えて国会の承認を得な の趣旨をいう。) 際しての基本的な五つの原則 の派遣の開始前に、我が国として国際連合平和維持隊に参加する からへまでに掲げるもの、これらの業務に類するものとして同号 衛隊の部隊等が行う国際平和協力業務であって、 及びこの法律の目的に照らし、 (第三条第一号、 項 (第四号及び第五号を除く。)、 本条第一 当該国際平和協 第三条第四号 項 (第二

を生じない限度において、実施計画に定めるものとする。

6 自衛隊の部隊等が行う国際平和協力業務は、第三条第五号イから6 自衛隊の部隊等が行う国際平和協力業務は、第三条第五号イから

7 の原則 携して国際連携平和安全活動を実施するに際しての基本的な五 を添えて国会の 号に係る部分に限る。 を除く。)及び第十三項 始前に、我が国として国際連合平和維持隊に参加し、 国際平和協力業務に従事する自衛隊の部隊等の海外への派遣の して同号力の政令で定めるものについては、 五号イからトまでに掲げるもの又はこれらの業務に類するもの 安全活動のために実施される国際平和協力業務であって第三条第 される国会にお 務に従事する自衛隊の部隊等の に照らし、当該国際平和協力業務を実施することにつき、 五条並びに第二十六条の規定の趣旨をいう。)及びこの法律の目的 場合又は衆議院が解散されている場合には、 自衛隊の部隊等が行う国際連合平和維持活動又は国 (第三条第一号及び第二号、 承認を得なければならない。 遅滞なく (第一号から第六号まで) 第八条第一項第六号及び第七号、 海外へ その承認を求めなければならない。 本条第一項 0) 派遣 ただし、 内閣総理大臣は、 の開始後最初に召 当該国際平和協力業 (第三号及び第四 第九号及び第十 又は他国と連 玉]際連 実施計 第二十 開

[削る]

√ 三 〔略〕

[削る]

除いて七日以内に、それぞれ議決するよう努めなければならない。ては先議の議院から議案の送付があった後国会の休会中の期間をめた後国会の休会中の期間を除いて七日以内に、後議の議院にあった場合には、先議の議院にあっては内閣総理大臣が国会の承認を求8 前項本文の規定により内閣総理大臣から国会の承認を求められ

政府は、第七項の国際平和協力業務を終了させなければならきは、遅滞なく、同項の国際平和協力業務を終了させなければならきは、遅れば、第七項ただし書の場合において不承認の議決があったと

9

10 12 [略]

13 内閣総理大臣は、実施計画の変更の案につき閣議の決定を求めなければならなをすることが必要であると認めるとき、又は適当であると認めるとをすることが必要であると認めるとき、又は適当であると認めるときは、実施計画の変更(第一号から第八号までに掲げい。

一~三 [略]

が存在しなくなったと認められる場合又は当該活動がいずれの一人でする合意若しくは同意若しくは第一項第二号に掲げる同意の。)のために実施する国際平和協力業務については、同号イに四 国際連携平和安全活動(第三条第二号イに該当するものに限

[削る]

[削る]

五 国際的な選挙監視活動のために実施する国際平和協力業務に第二号に掲げる同意が存在しなくなったと認められる場合ついては、第三条第二号に規定する同意若しくは合意又は第一項四 人道的な国際救援活動のために実施する国際平和協力業務に

のまでに規定する同意又は第一項第一号に掲げる同意が当該活動で、まずる合意の遵守の状況その他の事情を勘案して、同号イからあって第三条第四号十に掲げるものについては、同条第一号イにあって第三条第三号が存在しなくなったと認められる場合規定する同意者しくは合意又は第一項のように表示する。

影が 紛争当事者にも偏ることなく実施されなくなったと認められる

地域に存在すると認められる場合 なったと認められる場合又は紛争当事者が当該活動が行われる規定する同意若しくは第一項第二号に掲げる同意が存在しなく 規定する同意若しくは第一項第二号に掲げる同意が存在しなく 国際連携平和安全活動 (第三条第二号ロに該当するものに限

工することが困難となった場合実施されなくなったと認められる場合又は武力紛争の発生を防規定する同意若しくは第一項第二号に掲げる同意が存在しなく規定する同意若しくは第一項第二号に掲げる同意が存在しなく工することが困難となった場合工することが困難となった場合工することが困難となった場合

第四号に掲げる同意が存在しなくなったと認められる場合へいては、第三条第四号に規定する同意若しくは合意又は第一項のいては、第三条第三号に規定する同意若しくは合意又は第一項のいては、第三条第三号に規定する同意若しくは合意又は第一項のいては、第三条第三号に規定する同意若しくは合意又は第一項のにのは、第三条第三号に規定する同意若しくは合意又は第一項のにのにといる。

いては、同条第一号イに規定する合意の遵守の状況その他の事情として同号ナの政令で定めるもの又は同号ラに掲げるものにつあって第三条第五号トに掲げるもの若しくはこれに類するもの」、国際連合平和維持活動のために実施する国際平和協力業務で

認められなくなった場合 動 反び当該業務が行われる期間を通じて安定的に維持されると

[削る]

[削る]

同意又は当該活動が行われる地域の属する国が紛争当事者であ 規定する合意がある場合におけるその遵守の状況その 間を通じて安定的に維持されると認められなくなった場合 れることに る場合における紛争当事者の当該活動若しくは当該業務が行わ を勘案して、 同号に規定する同意若しくは第 0 同 意が当

該活動及び当該業務が行われる期

項第一

一号に掲げる

他の事情

14

13

略

八条

(実施要領)

実施要領

次の第一号から第五号までに掲げる事項についての具体的内容 本部長は、実施計画に従い、国際平和協力業務を実施するた 第八条 め、次の第一号から第五号までに掲げる事項についての具体的内容 本部長は、実施計画に従い、国際平和協力業務を実施するた

に掲げる同意が当該活動及び当該業務が行われる期間を通じて を勘案して、同号イからハまでに規定する同意又は第一項第一

いては、 に掲げる同意が当該活動及び当該業務が行われる期間を通じて を勘案して として同号ナの政令で定めるもの又は同号ラに掲げるものにつ 安定的に維持されると認められなくなった場合 玉 って第三条第五号トに掲げるもの若しくはこれに類するもの]際連 同条第二号イに規定する合意の遵守の状況その他の事情 携平和安全活動のために実施する国際平和協力業務で 同号イからハまでに規定する同意又は第 項第一

であって第三条第五号ラに掲げるものについては、 、道的な国際救援活動のために実施する国際平 同条第三号に 和協力業務

安定的に維持されると認められなくなった場合

し、及び必要に応じこれを変更するものとする。及び第六号から第九号までに掲げる事項を定める実施要領を作成

中断に関する事項国際平和協力業務に従事する者が行うべき国際平和協力業務の大の第六条第十二項第一号から第五号までに掲げる場合において

事項に掲げる業務に従事する者が行うべき当該業務の中断に関する七、第六条第十二項第六号に掲げる場合において第三条第四号ナ

七

八・九 [略]

2·3 [略]

(隊員の採用)

業務に従事することを志望する者のうちから、選考により、任期を業務に係る国際平和協力業務に従事させるため、当該国際平和協力業務又はこれらの業務に類するものとして同号ネの政令で定める第十二条 本部長は、第三条第四号ニ若しくはトからツまでに掲げる

2 [略]

定めて隊員を採用することができる。

(関係行政機関の職員の協力隊への派遣)

第十三条 本部長は、関係行政機関の長に対し、実施計画に従い、国

し、及び必要に応じこれを変更するものとする。及び第六号から第九号までに掲げる事項を定める実施要領を作

成

一~五 [略]

中断に関する事項国際平和協力業務に従事する者が行うべき国際平和協力業務の活事する者が行うべき国際平和協力業務の第六条第十三項第一号から第八号までに掲げる場合において

る者が行うべき当該業務の中断に関する事項で同号ナの政令で定める業務又は同号ラに掲げる業務に従事すて第三条第五号トに掲げる業務若しくはこれに類するものとし第六条第十三項第九号から第十一号までに掲げる場合におい

八·九 [略]

2·3 [略]

(隊員の採用)

定めて隊員を採用することができる。業務に従事することを志望する者のうちから、選考により、任期を業務に係る国際平和協力業務に従事させるため、当該国際平和協力業務に類するものとして同号力の政令で定める第十二条 本部長は、第三条第五号二若しくはチからネまでに掲げる

2 [略]

(関係行政機関の職員の協力隊への派遣)

第十三条 本部長は、関係行政機関の長に対し、実施計画に従い、国

う要請することができる。 \ \ \ 平 びこれに類するものとして同号ネの政令で定める業務に係る国際 員以外の者の派遣を要請することはできず、 木の政令で定める業務に係る国際平和協力業務については自衛隊 及びへに掲げる業務並びにこれらの業務に類するものとして同号 協 際平和協力業務 (第十六号を除く。 和協力業務については自衛隊員の派遣を要請することはできな 国家公務員法 力隊が行うものを実施するため必要な技術 (昭和二十二年法律第百二十号) 第二条第三項各号 (第三条第四号ナに掲げる業務を除く。)に掲げる者を除く。)を協力隊に派遣するよ ただし、 第三条第四号イから 同号トに掲げる業務及 能力等を有する職員)であって / まで、 ホ

2~9 [略]

(輸送の委託)

第二十一条 までに ため 空機による物品 大臣に対し、 隣接 輸送を除く。 の船 はする他 規定する国際平和協力業務の実施のための船舶若しくは航 舶若しくは航空機による被災民の輸送又は同号ヲからレ 本部長は、 第三条第四号ワに規定する国際平和協力業務の 0 0 派 を委託することができる。 造先国 輸 送 実施計画に基づき、 (派遣先国 \mathcal{O} 間 図の国 行 わ 内の地域間及び れる被災民の輸送又は物 海上保安庁長官又は 0 派遣先国 実 防衛 施 品 \mathcal{O}

2·3 [略]

る国際平和協力業務については自衛隊員の派遣を要請することは 業務及びこれに類するものとして同号ナの政令で定める業務に係 自衛隊員以外の者の派遣を要請することはできず、 う要請することができる。 協力隊が行うものを実施するため必要な技術、 際平和協力業務 できない。 て同号ナの政令で定める業務に係る国際平 ホからトまで

に掲げる業務並びにこれらの業務に類するものとし (第十六号を除く。) に掲げる者を除く。 (国家公務員法 (昭和二十二年法律第百二十号) 第二条第三項各号 (第三条第五号ラに掲げる業務を除く。 ただし、 第三条第五号イからハまで及び)を協力隊に派遣するよ 和協力業務については 能力等を有する職員 同号チに掲げる)であって

2~9 [略]

(輸送の委託)

第二十一条 \mathcal{O} と隣接する他の 空機による物品 までに規定する国際平和協力業務の実施のための船舶若しくは ための船舶若しくは航空機による被災民の輸送又は同号ワ 大臣に対し、第三条第五号力に規定する国際平和協力業務の 輸送を除く。 本部長は、 派 の輸送(派遣先国の国内の地域間及び を委託することができる。 造先国 実施計画に基づき、 との間 で行 われる被災民 海上保安庁長官又は防 0 輸送又は 一の派遣先国 実施の からソ 物

2·3 [略]

第二十四条 計画に定める装備であるものを当該隊員に貸与することができる。 武器であって第六条第二項第二号ハ及び第四項の規定により実施 と認める場合には、当該隊員が派遣先国に滞在する間、 員を従事させるに当たり、現地の治安の状況等を勘案して特に必要 これに類するものとして同号ネの政令で定める業務を除く。)に隊 において行う国際平 下略 本部長は、第九条第一項の規定により協力隊が派遣先国 和協力業務 (第三条第四号トに掲げる業務及び 前条の小型

(武器の使用)

2

3

第二十五条 下略

削る

2 6

「略

2 第二十四条 計画に定める装備であるものを当該隊員に貸与することができる。 武器であって第六条第二項第二号ハ及び第四項の規定により実施 と認める場合には、当該隊員が派遣先国に滞在する間、 員を従事させるに当たり、現地の治安の状況等を勘案して特に必要 これに類するものとして同号ナの政令で定める業務を除く。)に隊 において行う国際平和協力業務 3 [略] 本部長は、第九条第一項の規定により協力隊が派遣先国 (第三条第五号手に掲げる業務及び 前条の小型

(武器の使用)

第二十五条 下略

2 6 下略

いう。 在する他の自衛隊員 又は身体を防護するため ものに対する攻撃があったときは、 区域であって、 に係る国際連合平和維持活動 |際救援活動に従事する外国の軍隊の部隊の要員が共に宿営する .項から第五項までの規定の適用については、 規定による武器の使用をすることができる。 従事する自衛官は 第九条第五項の規定により派遣先国において国際平和協力業務 以下この項において同じ。)であって当該国際平和協力業務 一囲障が設置されることにより他と区別されるもの 隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管 その宿営する宿営地 の措置をとる当該要員と共同 国際連携平和安全活動又は 、当該宿営地に所在する者の生命 (宿営の 第 この場合において 三項中 ために使用する 「現場に所 人道的な

第七項 る小型武器又は武器の使用について、

それぞれ準用する。

7 8 略

9 び第三項の規定による小型武器又は武器の使用について、 中断がある場合における当該国際平和協力業務に係る自衛官につ 業務に係る海上保安官等について、第三項及び前項の規定は業務の 規定はこの項において準用する第一項から第三項までの規定によ 合における当該国際平和協力業務に係る隊員について、第二項及び 務 て、第四項及び第五項の規定はこの項において準用する第二項及 の中 第 の規定は業務の中断がある場合における当該国際平和協力 断 項 の規定は第八条第一項第六号に規定する国際平和協力業 (以下この項において「業務の中断」という。) がある場 、第六項 \mathcal{O} 10

び第五 部隊の 定する宿営地をいう。 理の下に入った者」とあるのは「その宿営する宿営地 項中 要員による措置の状況をも踏まえ、 「その事態」 現場」とあるのは とあるのは「第七項に規定する外国の軍隊の 次項及び第五項において同じ。 「宿営地」とする。 その事態」 لح (第七項に規 第四項 所在する

8 9 略

第二項 武器又は武器の使用について、 の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による小型 項及び第 武器の使用について、第六項の規定はこの項において準用する第 より読み替えて適用する場合を含む。)の規定による小型武器又は 衛官について、 は業務の中断がある場合における当該国際平和協力業務に係る自 業務に係る海上保安官等について、 第八項の規定は業務の中断がある場合における当該国際平和協力 合における当該国際平和協力業務に係る隊員について、第二項及び 務の中断 第一項の規定は第八条第一項第六号に規定する国際平和協力業 の規定及びこの項に (以下この項において「業務の中断」という。) 項の規定並びにこの項において準用する第三項 第四項及び第五項の規定はこの項において準用する におい それぞれ準用する。 て準用する第三項 第三項、 第七項及び前項の規定 (第七項の規定に がある場

第二十六条 る場合を含む。 派遣先国におい 前条第一 に規定するもの て国際平和協力業務であって第三条第五号トに 項 (同条第七項の規定により読み替えて適用す のほか、 第九条第五項の規定によ

[削る]

らない。 三十七条の規定に該当する場合を除いては、人に危害を与えてはな2 前項の規定による武器の使用に際しては、刑法第三十六条又は第2

が武器を使用する場合について準用する。 自衛隊法第八十九条第二項の規定は、第一項の規定により自衛官

第三十条 政府は、国際連合平和維持活動、人道的な国際救援活動又

装備である武器を使用することができる。
芸備である武器を使用することができる。
芸備である武器を使用することができる。
芸術である武器を使用することができる。
芸術である武器を使用することができる。
芸術である武器を使用することができる。

定とができる。 前条第三項(同条第七項の規定により読み替えて適用する場合を 前条第三項(同条第七項の規定により表述と別談である表 のに従事する自衛官は、その業務を行うに際し、自己又はその保護 のに従事する自衛官は、その業務を行うに際し、自己又はその保護 で、第四項の規定により実施計画に定める装備である武器を使用する があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応 で、第四項の規定により実施計画に定める装備である武器を使用する で、第四項の規定により実施計画に定める装備である武器を使用する で、第四項の規定により実施計画に定める装備である武器を使用する場合を で、第四項の規定により実施計画に定める装備である武器を使用する場合を で、第二条第五項の規定により派遣先 を対し、自己又はその保護 で、第二条第五項の規定により派遣先 を対し、自己又はその保護 で、第二条第五項の規定により派遣先

ならない。 第三十七条の規定に該当する場合を除いては、人に危害を与えては 前二項の規定による武器の使用に際しては、刑法第三十六条又は

より自衛官が武器を使用する場合について準用する。 4 自衛隊法第八十九条第二項の規定は、第一項又は第二項の規定に

第三十条 政府は、国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動、

協力を行うことができる。は国際的な選挙監視活動に協力するため適当と認めるときは、物資

2 [略]

とができる。 理大臣に対し、物資協力につき閣議の決定を求めるよう要請するこ理大臣に対し、物資協力につき閣議の決定を求めるよう要請するこ国際的な選挙監視活動に協力するため適当と認めるときは、内閣総3 外務大臣は、国際連合平和維持活動、人道的な国際救援活動又は

4 • 5 [略]

(請求権の放棄)

第三十二条 認めるときは、これらの活動に起因する損害についての活動参加国 ことができる。 我 権 等」という。)から、これらの活動に起因する損害についての請求 する国際連合加盟国その他の国 别 又は国際的な選挙監視活動に参加するに際して、国際連合若しくは 及びその要員に対する我が国 が国がこれらの活動に参加する上でこれに応じることが必要と を相互に放棄することを約することを求められた場合において、 表第一及び別表第二に掲げる国際機関又はこれらの活動に参 政府は、 国際連合平和維持活動、 の請求権を放棄することを約する (以下この条において 人道的な国際救援活 「活動参加 国 加 動

(大規模な災害に対処する合衆国軍隊等に対する物品又は役務の

提供

適当と認めるときは、物資協力を行うことができる。人道的な国際救援活動又は国際的な選挙監視活動に協力するため

2 [略]

定を求めるよう要請することができる。当と認めるときは、内閣総理大臣に対し、物資協力につき閣議の決道的な国際救援活動又は国際的な選挙監視活動に協力するため適3外務大臣は、国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動、人

4·5 [略]

(請求権の放棄)

第三十二条 権を放棄することを約することができる。 損害についての活動参加国等及びその要員に対する我が国 これに応じることが必要と認めるときは、これらの活動に起因する を求められた場合において、我が国がこれらの活動に参加する上で 因する損害についての請求権を相互に放棄することを約すること の条において「活動参加国等」という。)から、これらの活動に起 関又はこれらの活動に参加する国際連合加盟国その他の国 して、国際連合若しくは別表第一から別表第三までに掲げる国際機 人道的な国際救援活動又は国際的な選挙監視活動に参加するに際 政府は、国際連合平和維持活動 国際連携平 和安全活動 (以下こ の 請 求

提供) (大規模な災害に対処する合衆国軍隊等に対する物品又は役務の

第三十三条 施 お 該 べき応急の措置に必要な物品の提供に係る要請があったときは、当 に Ł 動 と共に当該活動が行われる地域に所在して、次に掲げる活動であ せ \mathcal{O} て当該国際平和協力業務又は当該輸送に係る国際連合平和維持活 医国際平4 文は・ することができる。 いて、 おいて「合衆国軍隊等」という。)から、 .施させる場合において、これらの活動を実施する自衛隊の る場合又は第二十一条第一項の規定による委託に基づく輸送を のを行うアメリカ合衆国又はオーストラリアの軍隊 部 隊等に第九条第四項の 人道的な国際救援活動を補完し、又は支援すると認められる 当該合衆国軍隊等に対し、 和協力業務又は当該輸送の実施に支障を生じない限度に 防衛大臣又はその委任を受けた者は、防衛大臣が自衛隊 規定に基づき国際平和協力業務を行わ 自衛隊に属する物品の提供を実 当該地域において講ず (以下この条 部隊等 0

[略]

2

3 する業務を含む。 我が国として輸送、 は 隊 ないものとして政令で定める武器 る業務、 整備、 等による役務の提供として行う業務は、 前二項の規定による自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊 は整備又は保管を除く。 宿泊、 医療、 通信、 保管又は施設の利用 修理若しくは整備又は保管をすることが適当で (輸送 空港若しくは港湾に関する業務、 理 とする。 若 (弾薬を含む) (これらの業務にそれぞれ附帯 は整備又は保管にあ 補給、 輸送、 修理若しく 基地に関 っては、 \mathcal{O} 部 す

> 第三十三条 5 に支障を生じない限度において、当該合衆国軍隊等に対し、 る要請があったときは、当該国際平和協力業務又は当該輸送の実 ラリアの軍隊 は支援すると認められるものを行うアメリカ合衆国又はオー と共に当該活動が行われる地域に所在して、次に掲げる活動であっ 実施させる場合において、これらの活動を実施する自衛隊の せる場合又は第二十一条第一項の規定による委託に基づく輸送を に属する物品の提 て当該国際平和協力業務又は当該輸送に係る国際連合平和維持 部隊等に第九条第四項の規定に基づき国際平 、当該地域において講ずべき応急の措置に必要な物品の提供に係 国際連携平和安全活動又は人道的な国際救援活動を補完し、 防衛大臣又はその委任を受けた者は、防衛大臣 (以下この条において「合衆国軍隊等」という。 |供を実施することができる| 和協力業務を行わ が自衛 部隊等 自 1衛隊 · カュ 又 隊

動

 \mathcal{O}

略

2

略

3 は整備、 する業務を含む。)とする。 る業務、 隊等による役務の提供として行う業務は、 前二項の規定による自衛隊に属する物品 宿泊、 医療、 保管又は施設の 通信、 空港若しくは港湾に関する業務、 利用 (これらの業務にそれぞれ附 補給、 の提供及び自衛 輸送、 基地に関す 修理若しく 隊 0 部

4 〔略〕	4 [略]
	国際連合
	二 国際連合の総会によって設立された機関又は国際連合の専門
	機関で、国際連合難民高等弁務官事務所その他政令で定めるもの
	三 国際連携平和安全活動に係る実績若しくは専門的能力を有す
	る国際連合憲章第五十二条に規定する地域的機関又は多国間の
	条約により設立された機関で、欧州連合その他政令で定めるもの
別表第一(第三条、第三十二条関係)	別表第二(第三条、第三十二条関係)
[略]	[略]
別表第二(第三条、第三十二条関係)	別表第三(第三条、第三十二条関係)
[略]	[略]
[略] [略] [略]	〔略〕 (第三条関係)